

「指定計量標準（仮称）制度の創設」について（意見書）

平成 18 年 4 月 10 日

筑波大学大学院人間総合科学研究科

桑 克彦

「第 3 WG 報告書(案)」の「指定計量標準（仮称）制度の創設」についての「松本保輔委員の意見書」に対して

- 1 . 松本委員の意見書は、「指定計量標準制度が導入され、それが定着すると、時間と金のかかる国家計量標準や特定標準物質などが軽視され、安易に指定標準を指向する流れに変わってしまう。これにより、国家計量標準の発展が阻害され、これまで国家標準（特定標準物質）の開発・供給を担ってきた CERI の業務が阻害される。」という御指摘と理解します。
- 2 . これまでの議論では、本制度は、「指定計量標準は、国家計量標準が開発・整備されるまでの間、暫定的に指定するものであり、指定標準のうち重要度の高いものは国家計量標準の開発に傾注し整備することになる。」とされていたと思います。
- 3 . こと臨床検査の分野におきましては、国家計量標準の開発・整備を待っていると、診療上も支障を来し、また国民の健康維持などのために有効な検査結果が出せなくなります。ですから暫定的にでも国の頂点を指定する本制度の創設は、極めて意義深いものであり、かつ急務であると思います。是非とも実現を切望する次第です。